

インフオメーション

市立根室病院 小児科救急診療体制の変更

市立根室病院では、医師の過重労働による疲弊を防止するため、11月1日から小児科医師による平日夜間および土日、祝祭日の救急診療が変更となります。

市民の皆さんには、ご不便をおかけしますが、救急医療確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

■小児科医師が、午後8時に実施していた診療については休診とし、救急診療時間については当直医師（小児科医師以外）の対応となります。

■土、日、祝祭日の救急診療については、午前10時に行います。それ以外の救急診療は、当直医師（小児科医師以外）の対応となります。お子さんの急病時に、どうすればよいか迷ったときには電話相談ができます。

「小児救急電話相談」の電話番号は#80000です。受け付けは、毎週月～土曜

午後7時～午後11時、日曜、祝日、年末年始を除きます。

問 市立根室病院経営推進課 医事担当

TEL (24)3201番

父子家庭にも「児童扶養手当」が支給されます

平成22年8月から、父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになりました。

この手当を受けるためには、11月30日までに市への申請手続きが必要です。期日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。

※児童扶養手当とは、父または母と生計を同じくしていない子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方。または、20歳未満で一定の障害の状態にある方。）が育成される家族（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

問 市介護福祉課福祉担当
TEL (23)6111番
内 2173

「年末調整等説明会」を開催

「年末調整等説明会」を開催します。源泉徴収義務者のご出席をお願いします。

説明会開催案内は、説明会で使用する資料や源泉徴収票等の諸帳簿とともに、根室税務署から事前（11月中旬）に各源泉徴収義務者あてに郵送されます。案内はがきの送付は、省略されますのでご注意ください。

日 11月30日(火) 1回目10時～12時 / 2回目13時30分～15時30分

場 総合文化会館多目的ホール
※事前に送付された「年末調整関係書類」は、忘れずにご持参ください。

問 市税務課課税担当TEL (23)6111番内線2152・2153 / 根室税務署法人課税部門TEL (23)3271番

国民年金保険料の控除証明書が送付されます

年末調整や確定申告の際に、国民年金保険料の社会保険料



日・日時
場・場所、会場
対・対象
料・料金

定・定員
申・申し込み先
問・問い合わせ先
TEL・電話

FAX・ファックス
内・内線
E・電子メール
HP・ホームページ

控除の適用を受けるには、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の添付が義務付けられています。

平成22年中に国民年金保険料を納付した方は、11月または翌年2月に日本年金機構本部から送付される控除証明書や領収証を大切に保管しましょう。

■11月に控除証明書が送付される方 1月から9月までの間に国民年金保険料を納めた方。

■翌年2月に控除証明書が送付される方 10月から12月までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた方。

■控除証明書専用ダイヤル（平成23年3月15日まで）
05701070117番

問 市保健課国保・年金担当
TEL (23)6111番
内 2125・2126

平成23年根室市成人式を開催

9月1日現在で市内に住民登録がある該当者の方に、市教育委員会から12月上旬に案

税務署からのお知らせ

【相続または贈与等に係る生命（損害）保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いの変更について】

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取り扱いが変更となります。この取り扱いの変更により、所得税の還付を受けることができます。詳しくは、国税庁ホームページ www.nta.go.jp をご覧いただくか、根室税務署にお問い合わせください。

問 市教委社会教育課
TEL (24)3180番